

伊賀市地下水保全条例をここに公布する。

令和4年12月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第36号

伊賀市地下水保全条例

(目的)

第1条 この条例は、水循環基本法(平成26年法律第16号)の基本理念に則り、地下水が市民共有の貴重な財産である公水との認識に立ち、事業活動による地下水の採取に関し必要な事項を定めることにより、限りある資源である地下水を適正に保全し、及び利用し、もって良好な市民の生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 揚水施設により採取する水をいう。ただし、温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉及び鉱業法(昭和25年法律第289号)第5条に規定する鉱業権に基づいて掘採する同法第3条第1項の可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。
- (2) 揚水施設 動力を用いて地下水を採取する施設で、事業の用に供するものをいう。ただし、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が19平方センチメートル以上のものに限る。
- (3) 地下水採取者 揚水施設により地下水を採取する者をいう。ただし、市の事業に係る揚水施設を設置し、又は使用して地下水を採取する者を除く。

(地下水採取の届出)

第3条 地下水採取者になろうとする者は、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(届出内容の変更の届出)

第4条 地下水採取者は、前条の規定による届出の内容に変更があったときは、当該変更

の内容を市長に届け出なければならない。

(揚水施設の廃止の届出)

第5条 地下水採取者は、既存の揚水施設を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(取水量等の報告)

第6条 地下水採取者は、採取した地下水の水量（以下「取水量」という。）等を市長に報告しなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、第1条に定める目的を実現するため、地下水の保全に関し、市民の意識の啓発等の施策を推進するよう取り組まなければならない。

(地下水採取者の責務)

第8条 地下水採取者は、地下水の保全の重要性に関する理解を深めるとともに、循環利用等により採取する地下水の水量の削減に努めなければならない。

(立入調査)

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に揚水施設、取水量の測定場所等に立ち入り、揚水施設等を調査させることができる。

2 地下水採取者は、前項の規定による職員の立入調査を受け入れなければならない。

3 第1項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地下水採取者である者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

伊賀市地下水保全条例をここに公布する。

令和4年12月27日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市条例第36号

伊賀市地下水保全条例

(目的)

第1条 この条例は、水循環基本法(平成26年法律第16号)の基本理念に則り、地下水が市民共有の貴重な財産である公水との認識に立ち、事業活動による地下水の採取に関し必要な事項を定めることにより、限りある資源である地下水を適正に保全し、及び利用し、もって良好な市民の生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 揚水施設により採取する水をいう。ただし、温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉及び鉱業法(昭和25年法律第289号)第5条に規定する鉱業権に基づいて掘採する同法第3条第1項の可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。
- (2) 揚水施設 動力を用いて地下水を採取する施設で、事業の用に供するものをいう。ただし、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が19平方センチメートル以上のものに限る。
- (3) 地下水採取者 揚水施設により地下水を採取する者をいう。ただし、市の事業に係る揚水施設を設置し、又は使用して地下水を採取する者を除く。

(地下水採取の届出)

第3条 地下水採取者になろうとする者は、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(届出内容の変更の届出)

第4条 地下水採取者は、前条の規定による届出の内容に変更があったときは、当該変更

の内容を市長に届け出なければならない。

(揚水施設の廃止の届出)

第5条 地下水採取者は、既存の揚水施設を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(取水量等の報告)

第6条 地下水採取者は、採取した地下水の水量（以下「取水量」という。）等を市長に報告しなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、第1条に定める目的を実現するため、地下水の保全に関し、市民の意識の啓発等の施策を推進するよう取り組まなければならない。

(地下水採取者の責務)

第8条 地下水採取者は、地下水の保全の重要性に関する理解を深めるとともに、循環利用等により採取する地下水の水量の削減に努めなければならない。

(立入調査)

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に揚水施設、取水量の測定場所等に立ち入り、揚水施設等を調査させることができる。

2 地下水採取者は、前項の規定による職員の立入調査を受け入れなければならない。

3 第1項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地下水採取者である者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

伊賀市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第37号

伊賀市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例

(伊賀市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 伊賀市職員の定年等に関する条例（平成16年伊賀市条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、病院等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項中「のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職

員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）第17条の2第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職（病院等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める

職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつ

ては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずる

と認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採

用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市がその組織に加わっている組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（雑則）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項及び伊賀市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年伊賀市条例第 号）による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべ

き年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（伊賀市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 伊賀市任期付職員の採用等に関する条例（平成16年伊賀市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項を削る。

（伊賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 伊賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成16年伊賀市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年伊賀市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第13条第1項第1号及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 伊賀市職員の育児休業等に関する条例（平成16年伊賀市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 伊賀市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 伊賀市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第22条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成16年伊賀市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、同項第4号中「第40号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員
（伊賀市職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「その者」を「当該職員」に改める。

第4条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若

しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者に」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に」に、「給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた」を「基準給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た」に改め、同条第2項を削る。

第10条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この項において」を加え、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第12条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第18条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の2中「第8条」を「第4条第3項から第8項まで、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

（定年の引上げに伴う給与に関する特例措置）

37 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第39項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- 38 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
 - (2) 伊賀市職員の定年等に関する条例（平成16年伊賀市条例第40号。以下「職員定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する異動期間（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された職員定年条例第4条に規定する管理監督職を占める職員
 - (3) 職員定年条例第3条第2項に規定する職員
 - (4) 職員定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（職員定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 39 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第41項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第37項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第37項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 40 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 41 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第37項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第39項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の

間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

42 附則第39項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第37項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

43 第4条第3項から第8項までの規定は、附則第37項の規定の適用を受ける職員には適用しない。

44 附則第37項から前項までに定めるもののほか、附則第37項の規定による給料月額、附則第39項の規定による給料その他附則第37項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

	基準給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項の前に次のように加える。

		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
--	--	--------	--------	--------

別表第3中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
--	--	--------	--------	--------	--------	--------

定年前再任 用短時間勤 務職員		296, 200	338, 600	393, 000	466, 000	565, 900
-----------------------	--	----------	----------	----------	----------	----------

(伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第8条 伊賀市職員の退職手当に関する条例（平成16年伊賀市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項に定める職員及び第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、「同じ」を「職員」というに改め、同条に次の1項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第12条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（伊賀市の休日を定める条例（平成16年伊賀市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第12条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第6条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第6条の2第1項第2号(ロ)中「給料月」を「給料月額」に改める。

第6条の3中「10年」を「15年」に改める。

第8条の4第1項中「以下「休職月等」を「第10条第4項において「休職月等」に改め、「(以下)の次に「この条において」を加える。

第8条の5第2項中「(平成16年条例第59条)」を削る。

第12条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改める。

第15条第1項第1号及び同条第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第16条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第5項中「まで」の次に「及び附則第12項から第20項まで」を加える。

附則第6項中「第6条の2」の次に「及び附則第15項」を加える。

附則第7項中「第6条」の次に「又は附則第13項」を加える。

附則第11項を附則第21項とし、附則第10項の次に次の10項を加える。

11 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規

定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条の2から第6条の3まで及び第8条から第8条の5までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

12 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第12項」とする。

13 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第13項」とする。

14 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

- (1) 伊賀市職員の定年等に関する条例第3条第2項の規定の適用を受ける職員
- (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

15 伊賀市職員の給与に関する条例附則第37項の規定による職員の給料月額の変定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

16 当分の間、第6条第1項に規定する者のうちその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に対する第6条の3及び第8条の3の規定の適用については、第6条の3本文中「伊賀市職員の定年等に関する条例（平成16年伊賀市条例第40号）第2条に規定する定年退職日」とあるのは「定年（附則第14項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）に達する日の属する年度の末日」と、第6条の3の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号

の項及び第8条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは、「その者に係る定年（附則第14項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

17 当分の間、第6条第1項に規定する者のうちその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第6条の3及び第8条の3の規定については、第6条の3本文中「1年」とあるのは「0月」とする。

附則第14項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第14項第1号に掲げる職員	65歳
附則第14項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢

18 当分の間、第6条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）に対する第6条の3及び第8条の3の規定の適用については、第6条の3本文中「15年」とあるのは「10年」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第6条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

19 当分の間、第6条第1項に規定する者のうち職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者、公務上の傷病又は死亡により退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて附則第17項の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第6条の3及び第8条の3の規定の適用については、第6条の3の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第17項の表の左欄に掲げる者の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

20 当分の間、第6条第1項に規定する者のうち職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者、公務上の傷病又は死亡により退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて附則第17項の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第6条の3及び第8条の3の規定の適用については、第6条の3の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第9条 伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例（平成16年伊賀市条例第279号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第59号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、同条第2項第3号中「伊賀市職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された看護師及び准看護師に対する職務手当及び看護師等確保手当の支給については、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 職務手当 給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける者のうち、職務の級が3級にあるものには月額7,000円を、職務の級が4級にあるものには月額4,900円を、職務の級が5級にあるものには月額3,500円をそれぞれ基礎として、当該職員の勤務時間に応じて給与条例第4条の3に規定する定年前再任用短時間勤務職員の給料月額計算の例により算出した額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）を支給する。

(2) 看護師等確保手当 支給しない。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(給与条例附則第37項の規定の適用を受ける看護師及び准看護師に対する職務手当等の支給に関する特例)

- 2 当分の間、給与条例附則第37項の規定の適用を受ける看護師及び准看護師に対する第7条第2項第3号の規定の適用については、同号中「10,000円」とあるのは「7,000円」と、「7,000円」とあるのは「4,900円」と、「5,000円」とあるのは「3,500円」とする。
- 3 当分の間、給与条例附則第37項の規定の適用を受ける看護師及び准看護師に対する第7条第2項第4号の規定の適用については、同号中「別表第2に掲げる額」とあるのは、「別表第2に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

(伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年伊賀市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同条第12号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第7条第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改める。

(伊賀市会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 伊賀市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年伊賀市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(伊賀市職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 伊賀市職員の再任用に関する条例（平成16年伊賀市条例第41号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次条第26項の規定は、公布の日から施行する。

(伊賀市職員の定年等に関する条例に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例に

よる改正前の伊賀市職員の定年等に関する条例（以下この条において「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の伊賀市職員の定年等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この条において「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定により期限を延長してさせる勤務について準用する。
- 4 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から第16項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定

年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。第9項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、第9項、第10項、第12項、第13項、第15項又は第16項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

5 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定す

る任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

6 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

7 暫定再任用職員（第4項、第5項、第9項、第10項、第12項、第13項、第15項又は第16項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

8 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

9 任命権者は、第4項の規定によるほか、市がその組織に加わっている組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。）（次項、第15項及び第16項において「組合」という。）における第4項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

10 令和14年3月31日までの間、任命権者は、第5項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

11 前2項の場合においては、第6項から第8項までの規定を準用する。

- 12 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、第4項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条において同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。第15項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 13 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。第16項及び第25項において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 14 前2項の場合においては、第6項から第8項までの規定を準用する。
- 15 任命権者は、第12項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における第4項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 16 令和14年3月31日までの間、任命権者は、第13項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわ

らず、組合における第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

17 前2項の場合においては、第6項から第8項までの規定を準用する。

18 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

19 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

20 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

21 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

22 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（第4項から第17項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項、次項及び第24項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）
- 23 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 24 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第22項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。
- 25 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 26 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関する経過措置）

- 第3条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条

第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものについては、この条例による改正後の伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（伊賀市職員の給与に関する条例に関する経過措置）

第4条 次項から第10項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暫定再任用職員 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。
- (2) 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。
- 2 この条例による改正後の伊賀市職員の給与に関する条例（以下この条において「新条例」という。）附則第37項から第44項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新条例第4条の3に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新条例第4条の3の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年伊賀市条例第46号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で

除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新条例第4条の3の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年伊賀市条例第46号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第10条第2項及び第12条第3項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第18条第3項の規定を適用する。
- 8 新条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）」とする。
- 9 新条例第4条第3項から第8項まで、第8条、第9条及び第9条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 10 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。

（伊賀市職員の退職手当に関する条例に関する経過措置）

第5条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替え

て適用する場合を含む。)又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対するこの条例による改正後の伊賀市職員の退職手当に関する条例(以下この条において「新条例」という。)第2条の規定の適用については、同条中「常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)」とあるのは、「常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

(伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例に関する経過措置)

第6条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)(看護師及び准看護師に限る。))については、この条例による改正後の伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例第7条第3項に規定する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された看護師及び准看護師とみなして、同項の規定を適用する。

(伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に関する経過措置)

第7条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員は、この条例による改正後の伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(以下この条において「新条例」という。)第3条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新条例の規定を適用する。

伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市条例第38号

伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「100分の95.0」を「100分の100.0」に改め、同項第2号中「100分の45.0」を「100分の47.5」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400

12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300

42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	

72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			

	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
	22	327,100	398,300	450,300	515,700	
	23	330,500	400,200	452,600	517,600	
	24	333,800	401,800	454,900	519,500	
	25	337,300	403,800	456,900	521,200	
	26	339,800	406,100	459,200	523,000	
	27	342,400	408,300	461,400	524,800	

28	344,700	410,600	463,700	526,600
29	347,100	412,900	465,800	528,200
30	348,900	415,000	468,100	530,000
31	350,700	417,000	470,400	531,800
32	352,700	419,100	472,600	533,600
33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600

58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	

	88		481,900	540,300		
	89		482,400	541,100		
	90		483,000			
	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

第2条 伊賀市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

「

159,500	175,400	293,200
161,000	177,500	295,800
162,500	179,600	298,700
164,000	181,800	301,300
165,700	183,800	303,800
167,600	186,000	306,200
169,400	188,200	308,600
171,200	190,400	311,000
173,000	192,700	313,500
175,100	195,500	316,200
177,100	198,200	318,900
179,100	200,900	321,800
181,100	203,800	324,400
183,300	205,500	326,400
185,500	207,100	328,500

187,700	208,800	330,800
190,000	210,600	333,100
192,600	212,300	335,300
195,100	214,000	337,600
197,600	215,600	339,800
200,100	217,400	342,100
201,800	219,300	344,300
203,500	221,200	346,600
205,200	223,100	348,900
206,700	224,800	350,900
208,300	226,800	352,700
209,900	228,800	354,600
211,400	230,800	356,500
213,100	232,700	358,400
214,800	235,400	360,200
216,500	238,100	361,900
218,200	240,800	363,800
219,700	243,400	365,500
221,400	246,200	367,200
223,100	248,800	368,900
224,800	251,500	370,700
226,300	254,000	372,600
228,000	256,500	374,100
229,700	259,000	375,700
231,400	261,400	377,300
233,000	264,100	378,600
234,700	266,500	380,000
236,300	268,700	381,400
237,900	270,900	382,900
239,600	273,100	384,400

241,100	275,300	386,000
242,500	277,500	387,600
243,900	279,600	389,100
245,300	281,900	390,500
246,700	283,900	392,000
248,200	285,900	393,500
249,400	287,900	394,900
250,600	289,800	396,100
252,000	292,300	397,400
253,300	294,600	398,500
254,500	297,100	399,600
255,800	299,300	401,000
257,000	301,800	402,200
258,100	304,200	403,400
259,300	306,900	404,700
260,700	309,300	405,900
262,000	311,700	406,900
263,200	314,200	408,300
264,200	316,600	409,600
265,200	319,000	410,800
266,600	321,200	411,900
268,100	323,300	413,100
269,600	325,500	414,200
271,200	327,800	415,200
272,700	329,900	416,400
274,200	332,100	417,600
275,700	334,100	418,800
276,900	336,300	419,400
278,100	338,400	420,200
279,400	340,600	420,900

別表第2中

280,700	342,800	421,400
282,100	344,600	421,700
283,200	346,500	422,100
284,400	348,400	422,500
285,600	350,200	422,900
286,900	352,000	423,200
287,800	353,800	423,600
289,000	355,500	424,000
290,200	357,300	424,300
291,200	358,700	424,600
292,100	360,300	425,000
293,100	361,800	425,400
294,100	363,300	425,700
295,200	364,700	426,000
296,100	366,000	426,300
297,000	367,400	426,600
297,900	368,800	426,800
298,400	370,300	427,000
299,100	371,600	427,300
299,800	372,900	427,600
300,600	374,100	427,800
301,400	375,100	428,000
302,200	376,100	428,300
303,000	377,100	428,600
303,700	378,100	428,800
304,600	379,000	429,000
305,100	380,000	
305,600	381,000	
306,100	382,000	
306,300	382,800	

を

306,700	383,700
307,000	384,600
307,200	385,600
307,400	386,400
307,600	387,400
307,900	388,400
308,200	389,400
308,400	390,000
308,600	390,900
308,800	391,800
309,100	392,700
309,400	393,500
309,700	394,200
310,000	395,000
310,300	395,800
310,400	396,400
310,600	397,200
310,900	397,900
311,200	398,600
311,400	399,200
	399,900
	400,400
	401,000
	401,700
	402,300
	402,800
	403,300
	403,600
	403,900
	404,200

	404,500
	404,800
	405,100
	405,400
	405,700
	406,000
	406,300
	406,600
	406,900
	407,100
	407,400
	407,700
	407,900
	408,100
	408,400
	408,700
	408,900
	409,100
	409,400
	409,700
	409,900
	410,100

」

「

167,000	182,800	298,600
168,500	184,900	301,200
170,000	187,000	304,000
171,500	189,200	306,400
173,100	191,200	308,900

175,000	193,200	311,000
176,800	195,300	313,300
178,600	197,400	315,400
180,300	199,600	317,500
182,400	202,200	319,800
184,400	204,800	322,200
186,300	207,400	324,700
188,200	210,000	327,100
190,300	211,700	329,000
192,400	213,300	330,900
194,500	215,000	333,000
196,700	216,800	334,800
199,000	218,400	337,000
201,500	220,100	339,100
203,800	221,700	341,100
206,200	223,500	343,200
207,800	225,400	345,000
209,500	227,300	346,800
211,200	229,200	348,400
212,700	230,700	350,100
214,100	232,700	351,900
215,700	234,700	353,800
217,200	236,700	355,700
218,900	238,500	357,500
220,600	241,200	359,300
222,300	243,900	361,000
224,000	246,600	362,900
225,300	249,200	364,200
227,000	252,000	365,900
228,700	254,600	367,400

230,300	257,300	369,200
231,700	259,600	371,100
233,400	262,000	372,600
235,100	264,500	373,900
236,800	266,700	375,500
238,400	269,200	376,600
240,100	271,500	378,000
241,700	273,700	379,400
243,300	275,800	380,900
244,900	277,900	382,300
246,400	280,100	383,900
247,700	282,200	385,500
249,000	284,100	387,000
250,100	286,400	388,400
251,400	288,100	389,900
252,800	290,000	391,400
253,900	291,800	392,800
255,000	293,200	394,000
256,400	295,300	395,300
257,400	297,300	396,400
258,400	299,500	397,500
259,600	301,500	398,900
260,600	303,900	400,100
261,700	306,100	401,300
262,700	308,700	402,600
263,900	310,900	403,800
264,600	313,300	404,800
265,500	315,600	406,200
266,100	317,800	407,500
267,100	319,900	408,700

268,500	321,700	409,800
269,600	323,300	411,000
270,900	324,900	412,100
272,400	326,800	413,100
273,900	328,900	414,300
275,200	331,000	415,500
276,600	333,000	416,700
277,400	335,100	417,300
278,400	337,200	418,100
279,600	339,400	418,800
280,600	341,600	419,300
281,800	343,300	419,600
282,800	345,200	420,000
284,000	346,900	420,400
284,900	348,700	420,800
286,100	350,500	421,100
286,900	352,300	421,500
287,900	353,700	421,900
288,900	355,500	422,200
289,800	356,700	422,500
290,700	358,300	422,900
291,400	359,800	423,300
292,400	361,300	423,600
293,400	362,600	423,900
294,300	363,900	424,200
295,200	365,300	424,500
296,000	366,700	424,700
296,300	368,200	424,900
297,000	369,500	425,200
297,700	370,800	425,500

に、

298,500	372,000	425,700
299,300	373,000	425,900
300,100	374,000	426,200
300,900	375,000	426,500
301,600	376,000	426,700
302,500	376,900	426,900
303,000	377,900	
303,500	378,900	
304,000	379,900	
304,200	380,700	
304,600	381,600	
304,900	382,500	
305,100	383,500	
305,300	384,300	
305,500	385,300	
305,800	386,300	
306,100	387,300	
306,300	387,900	
306,500	388,800	
306,700	389,700	
307,000	390,600	
307,300	391,400	
307,600	392,100	
307,900	392,900	
308,200	393,700	
308,400	394,300	
308,600	395,100	
308,800	395,800	
309,100	396,500	
309,400	397,100	

397, 800
398, 300
398, 900
399, 600
400, 200
400, 700
401, 200
401, 500
401, 800
402, 100
402, 400
402, 700
403, 000
403, 300
403, 600
403, 900
404, 200
404, 500
404, 800
405, 000
405, 300
405, 600
405, 800
406, 000
406, 300
406, 600
406, 800
407, 000
407, 300
407, 600

	407,800	
	408,000	

」

「

229,900	275,800	329,100
---------	---------	---------

を

」

「

227,800	273,700	327,000
---------	---------	---------

に改める。

」

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の伊賀市職員の給与に関する条例（次項及び第5項において「第1条改正後の給与条例」という。）は、令和4年4月1日から適用する。
(令和4年6月及び12月の勤勉手当の特例)
- 令和4年6月に支給する勤勉手当の総額の算定については、第1条改正後の給与条例第19条第2項の規定にかかわらず、同項第1号中「100分の100.0」とあるのは「100分の95.0」と、同項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の45.0」とし、令和4年12月に支給する勤勉手当の総額の算定については、同項第1号中「100分の100.0」とあるのは「100分の105.0」と、同項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の50.0」とする。
- 前項の規定に基づいて、職員が令和4年6月及び令和4年12月に支給されることとなる勤勉手当の額が、この条例による改正前の伊賀市職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）第19条の規定に基づいて支給されたその者の勤勉手当の額を超過するときには、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給された勤勉手当の額に加算した額とする。
(給与の内払)
- 第1条改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、第1条改正後の給与条例（勤勉手当については、前2項）の規定による給

与の内払とみなす。

(経過措置)

- 6 令和5年4月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（この条例による改正後の伊賀市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第2号に規定する教育職給料表の適用を受ける職員に限る。）で、その者の受ける給料月額に新条例第7条の2第1項に規定する教職調整額を加算した額（以下この項において「給料月額等」という。）が同日において受けていた給料月額等に達しないこととなる職員には、令和6年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年伊賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

- 2 令和5年3月31日までの間、第2条の規定の適用については、別表中「給与条例」とあるのは「伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年伊賀市条例第 号）による改正前の給与条例」とし、「伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則」とあるのは「伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（令和4年伊賀市規則第 号）による改正前の伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則」とする。

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第39号

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成16年伊賀市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第16条第1号の表中「申請戸数」を「総戸数」に、

「

1戸	5,000円	3,000円	36,800円	18,900円
2戸～5戸	10,100円	6,000円	74,500円	38,200円

を

」

「

2戸～5戸	10,100円	6,000円	74,500円	38,200円
-------	---------	--------	---------	---------

に改

」

め、同表備考第4号を次のように改める。

- 4 共同住宅等の確認申請をする場合の手数料の額は、住戸部分の手数料の額及び共用部分の床面積に応じた手数料の額を合算した額とする。

第16条第3号の表を次のように改める。

一件当たりの手数料の額
次に掲げる部分に係る手数料の額をそれぞれ次に定める額として、申請対象部分に含まれる部分に係る当該手数料の額を合算した額
ア 一戸の住宅の用途に供する部分 第1号の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の額
イ 共同住宅等の用途に供する部分 (7)及び(イ)の額を合算した額
(7) 住戸部分の総戸数に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手

数料の額 (i) 共用部分の床面積に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の額 ウ 住宅以外の用途に供する部分 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表に掲げる非住宅建築物の手数料の額
--

第20条第1号の表中「申請戸数」を「総戸数」に、

「

1戸	5,000円	36,800円
2戸～5戸	10,100円	74,500円

を

」

「

2戸～5戸	10,100円	74,500円
-------	---------	---------

に改め、

」

同表備考第4号前段中「の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体」を削り、同号後段を削り、同号ア及びイ中「設計一次エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量」に改め、同条第3号の表を次のように改める。

一棟当たりの手数料の額
次に掲げる部分に係る手数料の額をそれぞれ次に定める額として、申請対象部分に含まれる部分に係る当該手数料の額を合算した額
ア 一戸の住宅の用途に供する部分 第1号の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の額
イ 共同住宅等の用途に供する部分（共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合に限る。） (v)及び(i)の額を合算した額
(v) 住戸部分の総戸数に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の額
(i) 共用部分の床面積に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の額
ウ 共同住宅等の用途に供する部分（共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量

を算定しない場合に限る。) イ(7)の額
 エ 住宅以外の用途に供する部分 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表に掲げる非住宅建築物の手数料の額

第21条第1号の表中「申請戸数」を「総戸数」に、

「

1戸	3,000円	18,900円
2戸～5戸	6,000円	38,200円

を

」

「

2戸～5戸	6,000円	38,200円
-------	--------	---------

に改め、

」

同条第3号の表を次のように改める。

一棟当たりの手数料の額
次に掲げる部分に係る手数料の額をそれぞれ次に定める額として、申請対象部分に含まれる部分に係る当該手数料の額を合算した額
ア 一戸の住宅の用途に供する部分 第1号の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の額
イ 共同住宅等の用途に供する部分（共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合に限る。） (7)及び(4)の額を合算した額
(7) 住戸部分の総戸数に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の額
(4) 共用部分の床面積に応じた第1号の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の額
ウ 共同住宅等の用途に供する部分（共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合に限る。） イ(7)の額
エ 住宅以外の用途に供する部分 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた前号の表に掲げる非住宅建築物の手数料の額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市条例第40号

伊賀市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊賀市営住宅管理条例（平成16年伊賀市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第3条第1項中「市長は、入居者の公募を次」を「市営住宅の入居者の公募は、次」に改め、同項第1号中「に掲載する。」を「への掲載」に改め、同項第2号中「により広告する。」を「への掲載」に改め、同項第3号中「に掲示する。」を「への掲示」に改め、同項第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に、「認めた」を「認める」に改め、「による。」を削り、同条第2項中「あたって」を「当たって」に、「公示する」を「示すものとする」に改める。

第4条第4号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改め、同条第6号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により」を「その他既存入居者又はその同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

第5条第2項に次の1号を加える。

(9) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等

第6条中「住宅に」を「市営住宅に」に改める。

第7条第2項第4号中「女子」の次に「又は同条第2項に規定する配偶者のない男子」を加える。

第9条第2項中「市長は、特別」を「前項第1号の規定にかかわらず、市長が特別」に、「対しては、前項第1号の連帯保証人を1人」を「については、請書への連帯保証人の連署を、1人の連帯保証人によるものとし、又は必要としないこと」に改め、同条第3項中「入居を承認された者」を「入居決定者」に改める。

第10条第1項中「で、かつ、次の要件を満たす者」を「とし、そのうち1人は、伊賀市

内に住所若しくは勤務場所を有する者又は入居者の親族」に改め、同項第1号を削る。

第11条第1項中「第10条」を「第11条」に改め、同条第2項中「もの」を「者」に改め、同条第3項中「住宅」を「市営住宅」に、「その」を「当該異動があった」に改める。

第12条第1項中「第11条」を「第12条」に改め、同条第2項中「もの」を「者」に改め、同条第3項中「承認」を「当該承認」に改める。

第13条第1項中「認定された収入」の次に「(同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入)」を、「規定による」の次に「報告の」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、公営住宅の入居者(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第8条各号のいずれかに該当する者に限る。)が次条第1項の規定による収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の使用料を、毎年度、令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第14条第2項中「申告」の次に「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第15号第3号中「その他」を削る。

第19条第1項中「次に掲げる費用は」を「市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項各号に掲げる」を「市営住宅及び共同施設の」に、「同項」を「前項」に、「入居者の負担とする」を「、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない」に改め、同項を同条第2項とする。

第20条第4号中「規定する」を「おいて市が負担することとされている」に改める。

第21条第1項及び第2項並びに第23条中「当該」を削る。

第27条第2項中「第9条第1項」を「第9条」に改め、「金額」の次に「又は令第10条の基準により定めた金額」を加える。

第29条第1項中「第13条第1項」を「第13条第1項及び第4項」に改め、同条第2項中「第8条第2項」を「第8条第2項又は第3項」に改める。

第30条第4項第4号中「その他」を削る。

第31条第1項中「第13条第1項及び」を「第13条第1項及び第4項並びに」に改める。

第32条中「第13条第1項」を「第13条第1項若しくは第4項」に改める。

第34条第4項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に、「公営住宅」を「市営住宅」に改める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

伊賀市議会議員及び伊賀市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第41号

伊賀市議会議員及び伊賀市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市議会議員及び伊賀市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成16年伊賀市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第42号

伊賀市上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年伊賀市条例第274号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条を次のように改める。

(給与の種類及び基準)

第2条 上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準は、伊賀市職員の給与に関する条例(平成16年伊賀市条例第59号)、伊賀市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年伊賀市条例第60号)、伊賀市会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年伊賀市条例第23号)又は伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年伊賀市条例第22号)の適用を受ける職員の例による。

第3条から第16条までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊賀市防災用行政無線の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第43号

伊賀市防災用行政無線の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

伊賀市防災用行政無線の設置及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第226号)は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。